

# 新しい海津

2016年2月号 №24

日本共産党海津市委員会

ご意見・ご要望を 連絡先 堀田みつ子 57-2040  
お寄せください。 松岡 唯史 53-2228



たけだ良介 党長野県常任委員



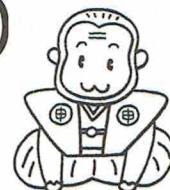
本村伸子 衆議院議員

## たけだ良介党長野県常任委員

昨年3月に比例候補として発表されて9か月、参院選での躍進をめざして活動してきました。子どもたちは日々大きくなります。「うちの子も、一人の青年も戦場に送らない」。揺るがぬ決意でがんばります。

参院選の公示まで、5か月をきりました。毎月、毎週、毎日の活動で躍進を手繰り寄せる構えで頑張り抜く決意です。

## 参院選勝利のため がんばります



### 本村伸子衆議院議員

立憲主義をとり戻し、民主主義、平和主義を前進させる新たな年のスタートです。

“安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合”ができ、幅広い皆様と力を合わせることでできることに勇気と元気をいただいているいます！

日ごろからの温かいご支援に深く感謝し、大事な議席を生かし、国政選挙勝利のために全力を尽くす決意です。

### 高木光弘党岐阜県常任委員

昨年、「国民連合政府提案」が出されて以来、あらゆる機会でその中身を訴えてきました。私自身反戦平和を貫いてきた日本共産党の一員であることに日々誇りを感じています。戦争か平和かの大きな転換点に立っていることを自覚し、参院選での日本共産党の躍進と戦争法廃止へみなさんと一緒に奮闘します。今年もどうぞよろしくお願いします。

## 戦争法廃止を求める「2000万人署名」へご協力を！

昨年9月19日に参議院で強行採決された戦争法（安保関連法）。この戦争法の廃止を求めて、数多くの著名人を含めた方々が賛同する「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」をはじめ、宗教者や若者、子育て中のママなどの広範な市民団体が共同で呼びかけている「2000万人署名」に、日本共産党も賛同し取り組んでいます。

当時6割を超える方々が戦争法案に反対していました。私どもは2000万人の方から署名を頂くことにより、戦争法廃止の世論をさらに広げ、安倍政権を追い詰めたいと考えており、みなさまにご協力をぜひお願いしたいと思っています。

ご協力いただけるときは、堀田みつ子市議もしくは松岡唯史まで、ご連絡いただけると幸いです。「戦争させない」、「9条を壊すな」、「立憲主義を守れ」。こうしたみなさんの思いを結集させましょう。

「新しい海津」では、日本共産党国会議員の活動などをお知らせしています。

衆議院議長 大島理森 様  
参議院議長 山崎正昭 様  
内閣總理大臣 安倍晋三 様

### 戦争法の廃止を求める統一署名

2015年9月19日に参議院で「強行採決」され、「成立」した「平和安全保障関連法」は、憲法9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかです。したがって、「平和安全」の名にかかわらず、その内容はまぎれもなく戦争法です。また、憲法解釈を180度くつがえた閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできません。この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになります。日本自体が武力紛争の当事者となって、「平和安全」とはまったく違う事態を招くことになります。

戦争法に対しては、国会審議の段階で、憲法専門家をはじめ、さまざまな分野の人びとから反対の声が上がり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えていました。全国の人びとの強い反対の声を国会内の数の力で踏みにじった採決は、主權在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものです。

以上の趣旨から、次の事項について請願します。

#### 【請願事項】

一、戦争法である「平和安全保障関連法」をすみやかに廃止してください。  
一、立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、いかしてください。

氏 名	住 所

呼びかけ 戦争させない・9条壊すな！総がかり行動  
TELE 03-3528-2220 (1000人委員会) 03-3221-4668 (9条壊すな!実行委員会) 03-6824  
日本共産党 政策をさせない1000人委員会 / 第3次憲法条文を守る会 / 勝手に書きこむトッピングをやめよう!東京、地域ネットワーク / 安全・保険制度改悪に反対する学者の会 / 安全保険制度に反対するアーチストネットワーク / NGO連絡ネット / 内閣一揆反対の会 / 生命と共生のための学生運動行動 (SEALD) / 諸葛原反対連携会 / 組合 / さよなら原発1000万人プロジェクト / 女性と平和の会 / SEALD / 皆が喜ぶ未来をめざすキヤノン・マップ会 / 18歳未満をめざす会の会 / 止めよう!辺野古建設で、諒母台西実行委員会 / 日本ごときひめじキャンペーン / 関連会議 / 18歳未満をめざす会の会 / 実行委員会 / mネット・民法改正情報ネットワーク / 立憲デモクラシーの会 / 全ネットワーク / 「憲法復讐法」廃止へ、実行委員会 / mネット・民法改正情報ネットワーク / 立憲デモクラシーの会 / 全ネットワーク

東援い団体

## 12月議会報告

第4回定例会が、12月9日から18日まで開かれました。堀田議員は「国保について」「公共交通について」の一般質問をしました。内容をお知らせします。

### 国保会計に一般財源 繰り入れの継続を

### 国民健康保険制度の成り立ち

現在の国民健康保険制度は、すべての国民全員が医療保険に加入するために、他の医療保険に入ることができない高齢者、病人、無職者などすべて抱え込む医療保険制度が必要とされて、それまでの地域保険である国保を再編成して1959年に施行されたものです。

医療保険制度改革関連法が昨年5月に国会で成立し、平成30年度から岐阜県が財政運営の責任主体になります。しかし市は保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等を引き続き担います。

### 保険税率の 資産割は廃止を

また、保険税率の資産割は、所得がなくても資産に反映され、負担が重くなりますが、所得割は廃止するべきです。

加入者の実態（年金暮らしの高齢者、自営業者、非正規労働者など比較的低所得者が多い）を示しながら、今後も一般財源を国保会計に繰り入れることを求めました。市は加入者の実態を認識しているにもかかわらず、他の健康保険など医療保険の加入者との均衡を理由に一般財源の繰り入れを明言しませんでした。

加入者実態（年金暮らしの高齢者、自営業者、非正規労働者など比較的低所得者が多い）を示しながら、今後も一般財源を国保会計に繰り入れることを求めました。市は加入者の実態を認識しているにもかかわらず、他の健康保険など医療保険の加入者との均衡を理由に一般財源の繰り入れを明言しませんでした。

### コミュニティバス路線変更や、デマンド交通実施など変更時には全地域説明会開催を

10月からコミュニティバスが見直され、デマンド交通なども加わりました。地域によっては説明会が開かれましたが、全地域で取り組まれたわけではありません。形態ではありません。形態を変更したときは、要請がなくとも説明会を開くべきです。しかし、市は、要請があれば説明に行くと答えただけでした。

### 法定協議会の設置を

鉄道存続のため沿線7市町で任意の活性化協議会をつくっています。しかし、国の法律に則った法定協議会だと計画策定して認可がされれば国庫補助事業の対象になります。また、法定協には住民代表も加わるので、情報公開もすすみます。

### お役立ちコーナー 憲法を暮らしの中に その1 困ったときの命綱=生活保護制度

生活保護法の目的は、生活に困窮するすべての国民に対して最低限度の生活を保障し自立を助長することです。生活保護を利用したいと思ったら、福祉事務所(海津市は市役所社会福祉課)に行き申請意思を示すことが重要です。

### 一生活保護申請に関するQ&A

「お役立ちトク本」しんぶん赤旗日曜版編集部著より抜粋

Q 働いていたり年金を受け取っていたりする場合は?

A 給与や年金の額が最低生活費以下であれば、足りない分は差額を受給できます。傷病や児童扶養などの手当てがあっても同様です。

基準生活費の目安は①地域②世帯の人数・年齢③世帯の個別の事情によります。海津市でのおおよその基準生活費の例

- 45歳の一人世帯= 生活費と家賃で約9万3千円。
- 43歳母と子ども(6歳、12歳)の世帯= 生活費、家賃、母子加算等で約20万円。
- 75歳と68歳の二人世帯= 生活費と家賃で約12万7千円。

Q 家族や親族に面倒見てもらえ、援助(扶養)できるか家族に問い合わせる(扶養照会をする)と言われました。

A 親族の援助は、生活保護の受給要件ではありません。しかも親族に求められる援助も、強制されるものではありません。場合によっては、問い合わせを差し控えてもらうことができます。

Q 自動車を所有している場合はどうなりますか?

A 国の通知で、①1年程度で再就職が見込める②公共交通機関がない地域や早朝・深夜の通勤に使う③障がい者の通勤・通院④事業に必要——などの場合で、高級車でなければ認められます。

Q 不正受給が多いとか、ぜいたくをしている人もいるとの声も聽きますが。

A 不正受給はいけません。生活保護全体からみた不正受給額は1%にも満たない額です。受給者の多くが不正をしているのは大きな間違いです。家賃を含めて月12万~13万円の保護費では、ぜいたくはできません。日本では受給資格がある世帯のうち約80%がこの制度を利用していません。(ヨーロッパでは60%を超える利用率)



生活保護申請や困りごとなど生活相談をお寄せいただいく場合の連絡先  
堀田みつ子市議  
電話・fax 57-2040  
松岡唯史  
電話 53-2228